［号を削る。］

七　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（イにあってはハ並びに第八号及び第九号に掲げるものを、ハにあっては第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

イ　国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

ロ　［略］

ハ　［略］

八　［略］

九　［略］

（経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等）

第四条　令別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の内閣官房令で定める知識、能力等は、別表の上欄に掲げる競争試験であって同表の中欄に掲げる者ごとに行うそれぞれの採用試験の種類に応じて、同表の下欄に掲げるものとする。

別表（第四条関係）

［略］	［略］	［略］
国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 ［号を削る。］ 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	大卒程度の者	一　［略］ 二　第二条第七号ロの官職にあっては、次に掲げる能力 ［イ・ロ　略］ 三　第二条第七号ハの官職にあっては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 ［四・五　略］
［略］	［略］	［略］

七　経済産業省の標準的な官職が課長補佐である職制上の段階に属する官職のうち、同省の所掌に係る政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

八　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（ロにあっては、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

［加える。］

イ　［同上］

ロ　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

（経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等）

第四条　［同上］

別表（第四条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）	大卒程度の者	一　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 二　前号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 三　前二号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 四　採用後の研修又は職務経験を通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	大卒程度の者	一　［同上］ 二　第二条第八号イの官職にあっては、次に掲げる能力 ［イ・ロ　同上］ 三　第二条第八号ロの官職にあっては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 ［四・五　同上］
［同上］	［同上］	［同上］